

重要事項説明書別紙 1 グループホーム 太陽のプリズム 料金表

- 介護保険関連の法令（令和3年4月1日改正）に基づき定められた料金です。
 ■料金は介護報酬告示額に地域区による単位（7級地）1単位＝10.14円 を乗じて算出しています。
 ■自己負担額は、介護負担金割合証に記載されている負担割合（1割 2割 3割）によって異なります。

＜認知症対応型共同生活介護費・介護予防認知症対応型共同生活介護費＞

介護給付費サービス利用料金

サービス提供時間 事業所区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
Ⅱ	支援	748	7,584 円	759 円	1,517 円	2,276 円
	要介護 1	752	7,625 円	763 円	1,525 円	2,288 円
	要介護 2	787	7,980 円	798 円	1,596 円	2,394 円
	要介護 3	811	8,223 円	823 円	1,645 円	2,467 円
	要介護 4	827	8,385 円	839 円	1,677 円	2,516 円
	要介護 5	844	8,558 円	856 円	1,712 円	2,568 円

※身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の90/100となります。

※夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、上記の97/100となります。

※利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後3か月以内に退院することが明らかに見込まれる場合であって、退院後再び当該指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所に円滑に入居することができる体制を確保している場合に、1か月に6日を限度として246単位（利用料2,494円、1割負担：250円、2割負担：499円、3割負担：749円）を算定します。

加算料金（要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます）

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
初期加算	30	304円	31円	61円	92円	1日につき
医療連携体制加算(Ⅰ)★	39	395円	40円	79円	119円	1日につき
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	30円	3円	6円	9円	1日につき
若年性認知症利用者受入加算	120	1,216円	122円	244円	365円	1日につき
口腔衛生管理体制加算	30	304円	31円	61円	92円	1月につき
科学的介護推進体制加算	40	405円	41円	81円	122円	1月につき
退居時相談援助加算	400	4,056円	406円	812円	1,217円	1回につき
看取り介護加算★	72	730円	73円	146円	219円	死亡日以前31日以上45日以下
	144	1,460円	146円	292円	438円	死亡日以前4日以上30日以下
	680	6,895円	690円	1,379円	2,069円	死亡日の前日及び前々日
	1,280	12,979円	1,298円	2,596円	3,894円	死亡日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	60円	6円	12円	18円	1日につき
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の111/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数（所定単位数）
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の23/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の23/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	

★については、介護予防認知症対応型共同生活介護での算定はできません。

- ※ 初期加算は、当事業所に入居した日から 30 日間又は、30 日を超える入院の後、再入居した場合に算定します。
- ※ 医療連携体制加算は、当事業所の従業者若しくは病院や訪問看護ステーション等との連携により看護師を配置し、24 時間の連絡体制や利用者が重度化した場合の指針を定めるなどにより、利用者の日常的な健康管理や医療ニーズに対して適切な対応が取れる体制を整備している場合に算定します。
- ※ 認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。
- ※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症（40 歳から 64 歳まで）の利用者を対象に指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 口腔衛生管理体制加算は、当事業所の介護職員が歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士から口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月 1 回以上受けている場合に算定します。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して（介護予防）認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 退居時相談援助加算は、利用期間が 1 か月を超える利用者が退居し、居宅にて居宅サービス等を利用する場合に、退居後の各サービスについての相談援助を行い、利用者の同意を得て退居後 2 週間以内に市町村等に利用者の介護状況を示した文書を添えて各サービスに必要な情報を提供した場合に算定します。
- ※ 看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、利用者又は家族の同意のもと、医師、看護師等多職種共同にて介護に係る計画を作成し、計画に基づき利用者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して（介護予防）認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

(4) その他の費用について

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

家 賃	月 額 50,000 円
敷 金	入居時 100,000 円
	利用者の故意・過失・善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による消耗・毀損があった場合には、復旧する際の原状回復費用を差し引いて、退居時に残額を返還します。また、未払い家賃がある場合は、敷金から差し引いて、退居時に残額を返還します。
食 費	朝食 200 円/回 昼食 400 円/回 おやつ 100 円/回 夕食 400 円/回
光 熱 水 費	日額 420 円
	入院・外泊などにより、当該事業所に終日いない日は、光熱水費を頂戴しません。家賃と要件を満たす加算料金のみとなります。
そ の 他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。 ・利用者の希望によって身の回り品として日常生活に必要なもの。 ・利用者の希望によって教養娯楽として日常生活に必要なもの。

※月途中における入退居について日割り（歴日数）計算としています。